

法務省民商第307号
令和4年6月24日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長
(公印省略)

外国会社の商業登記事務の取扱いについて（通知）
標記の件については、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

記

第1 商業登記の申請関係

1 外国会社の日本における代表者が法人である場合

外国会社の日本における代表者は法人になることも可能と考えられることから、外国会社の日本における代表者を法人とする外国会社の登記の申請は、他に却下事由がなければ、受理して差し支えない。この場合において、外国会社の日本における代表者の職務を行うべき者が当該登記の申請をするとき（商業登記法（昭和38年法律第125号）第128条、第17条第2項）は、商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第9条の4第2項を準用する第111条が類推適用され、当該法人の本店若しくは主たる事務所の所在地を管轄する登記所に申請するとき又はその申請書に会社法人等番号を記載したときを除き、当該法人の登記事項証明書で作成後3月以内のものを添付しなければならない。

なお、当該法人の代表者の職務を行うべき者は、後見人が法人である場合と同様に、当該法人の代表者（当該法人が日本において登記された外国会社である場合にあっては、当該外国会社の日本における代表者）、当該法人の代表者が法人（外国会社を除く。）である場合にあっては、その代表者又はその職務

を行うべき者、日本において登記された外国会社である場合にあっては、当該外国会社の日本における代表者、日本において登記されていない外国会社である場合にあっては、当該外国会社の代表者でなければならない。

また、当該法人は、他の外国会社の日本における代表者が日本に住所を有するときを除き、日本に住所（本店又は主たる事務所）を有するもの、日本において登記された外国会社又は日本において登記されていない外国会社でその代表者が日本に住所を有するものでなければならない（会社法（平成17年法律第86号）第817条第1項）。

- 2 外国会社の日本における代表者の住所が法律事務所の所在場所等である場合
外国会社の日本における代表者を選任した場合に登記すべき「住所」（会社法第933条第2項第2号）については、外国会社の日本における代表者の制度趣旨に鑑み、外国会社の日本における代表者として弁護士を定めた場合には、当該弁護士の事務所（以下「法律事務所」という。）の所在場所もこれに該当すると考えられることから、外国会社の日本における代表者の住所が法律事務所の所在場所等であっても、外国会社の登記の申請は、他に却下事由がなければ、受理して差し支えない。

なお、当該登記の申請がオンラインによりされた場合には、申請書情報に作成者として表示された申請人又は委任状情報（商業登記オンライン申請等事務取扱規程（平成24年3月30日付け法務省民商第886号法務省民事局長通達。以下「オンライン規程」という。）第2条第2項(7)）の作成者として表示された者の住所とそれぞれの検証結果情報（オンライン規程第2条第2項(8)）に当該申請書情報又は委任状情報に電子署名をした者として表示されたものの住所とが異なるところ、同一人であることを確認することができる情報が提供され、登記官がその内容を相当と認めるときは、オンライン規程第7条第1項(1)又は(3)の規定にかかわらず、他に却下事由がなければ、受理して差し支えない。

また、外国会社の登記がされている場合において、日本における代表者の住所の更正の登記の申請があったときは、他に却下事由がなければ、受理して差し支えない。なお、錯誤を証する書面の添付は要しない（商業登記法第132条第2項）。

第2 印鑑の提出関係

- 1 外国会社の日本における代表者が法人である場合

外国会社の登記の申請を書面によりするときは、印鑑を提出しなければならない（商業登記規則第35条の2）ところ、外国会社の日本における代表者が法人である場合における商業登記規則第9条第1項に規定する被証明事項については、外国会社の商号及び本店、日本における代表者（資格）、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所並びに当該法人の代表者の氏名及び出生の年月日である。

また、商業登記規則第9条第5項に規定する添付書面については、同項第2号が類推適用され、①当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出している場合にあっては、登記所の作成した当該代表者の資格を証する書面で作成後3月以内のものを、②登記所に印鑑を提出していない場合にあっては、登記所の作成した当該代表者の資格を証する書面で作成後3月以内のもの及び同条第1項後段の規定により印鑑届書に押印した印鑑につき市区町村長の作成した証明書で作成後3月以内のものを添付しなければならない。ただし、印鑑届書の添付書面の通則的取扱いにより、当該法人が印鑑届書の提出を受ける登記所において登記されているとき又は印鑑届書に当該法人の会社法人等番号が記載されているときは、代表者の資格を証する書面の添付は要しない（同条第5項ただし書）。

なお、当該法人の代表者であって上記印鑑の提出をしたものがその資格を喪失したときは、商業登記規則第9条第9項が類推適用され、新たに代表者となった者は、その旨の届出をしなければならず、この場合には、当該法人の本店若しくは主たる事務所の所在地を管轄する登記所に届出をする場合又は当該法人の会社法人等番号を提供して届出をする場合を除き、当該法人の登記事項証明書で作成後3月以内のものを提出しなければならない。

- 2 外国会社の日本における代表者の住所が法律事務所の所在場所等である場合
外国会社の日本における代表者の住所を法律事務所の所在場所等とする印鑑届書の提出があった場合には、商業登記規則第9条第1項に規定する被証明事項の住所と同条第5項第1号に規定する印鑑の証明書に記載された住所とが異なるところ、同一人であることを確認することができる書面が添付され、登記官がその内容を相当と認めるときは、印鑑記録に記録して差し支えない。

なお、印鑑の提出又は廃止の届出がオンラインによりされた場合には、印鑑提出等情報（オンライン規程第2条第2項(14)）に作成者として表示された印鑑の提出又は廃止の届出をする者の住所とその検証結果情報に当該印鑑提出等情報に電子署名をした者として表示されたものの住所とが異なる（代理人が届

出をするときも同様である。) ところ、同一人であることを確認することができる情報が提供され、登記官がその内容を相当と認めるときは、オンライン規程第15条第2項(1)又は(4)の規定にかかわらず、印鑑記録に記録して差し支えない。

第3 印鑑カード関係

外国会社の日本における代表者である法人の代表者が印鑑カードの交付の申請書を提出するときは、商業登記規則第9条の4第2項が類推適用され、当該法人の本店若しくは主たる事務所の所在地を管轄する登記所に印鑑カードの交付を請求するとき又はその申請書に会社法人等番号を記載したときを除き、当該法人の登記事項証明書で作成後3月以内のものを添付しなければならない。

第4 印鑑証明書の交付の請求関係

1 外国会社の日本における代表者が法人である場合

外国会社の日本における代表者である法人の代表者が印鑑証明書の交付の申請書を提出するときは、商業登記規則第9条の4第2項を準用する第22条第1項が類推適用され、当該法人の本店若しくは主たる事務所の所在地を管轄する登記所に印鑑証明書の交付を請求するとき又はその申請書に会社法人等番号を記載したときを除き、当該法人の登記事項証明書で作成後3月以内のものを添付しなければならない。

なお、当該法人の代表者が提出した印鑑の証明書については、商業登記規則第101条第2項が類推適用され、オンラインにより交付の請求をすることができない。

2 外国会社の日本における代表者の住所が法律事務所の所在場所等である場合

外国会社の日本における代表者の住所を法律事務所の所在場所等とする印鑑証明書の請求がオンラインによりされた場合には、印鑑証明書交付請求書情報(オンライン規程第2条第2項(19))に作成者として表示された申請人又は印鑑証明委任状情報(オンライン規程第2条第2項(20))の作成者として表示された者の住所とそれぞれの検証結果情報に当該印鑑証明書交付請求書情報又は印鑑証明委任状情報に電子署名をした者として表示された者の住所とが異なるところ、同一人であることを確認することができる情報が提供され、登記官がその内容を相当と認めるときは、オンライン規程第19条第1項(1)又は(4)の規定にかかわらず、印鑑証明書を交付して差し支えない。

第5 電子証明書の発行の請求関係

1 外国会社の日本における代表者が法人である場合

外国会社の日本における代表者である法人の代表者については、商業登記規則第33条の3第3号が類推適用され、第33条の6第1項又は第101条第1項第3号の規定による電子証明書の発行の請求をすることができない。

2 外国会社の日本における代表者の住所が法律事務所の所在場所等である場合

外国会社の日本における代表者の住所を法律事務所の所在場所等とする商業登記規則第101条第1項第3号の規定による電子証明書の発行の請求がオンラインによりされた場合には、電子証明書申請書情報（オンライン規程第2条第2項(16)）に作成者として表示された申請人又は電子証明書添付書面情報（オンライン規程第2条第2項(17)）の作成者として表示された者の住所とそれぞれの検証結果情報に当該電子証明書申請書情報又は電子証明書添付書面情報に電子署名をした者として表示されたものの住所とが異なるところ、同一人であることを確認することができる情報が提供され、登記官がその内容を相当と認めるときは、オンライン規程第17条第1項(1)又は(4)の規定にかかわらず、電子証明書を発行して差し支えない。